

最終報告に向けた主な論点（案）

1. 法人化の推進

経済活動等活動の深化を目指す地域運営組織にあっては、多様な事業展開に対応した法人格の取得が必要と考えられる。

特に、地縁型組織に適した法人格のあり方とはどのようなものか。また、そのような法人格のあり方に関し、NPO 法人や認可地縁団体等の既存の法人類型では対応できないとする必要性をどう整理するか。

(1) 法人の基本的要素

① 法人の事業目的

地縁型組織が地域の課題解決に向けて多様な事業展開を図っていく上で、法人の目的や事業について、何らかの制限を設けることが適当か。

② 対象区域

地縁型組織の活動対象区域として、どのような範囲が適当か。

③ 構成員

地縁型組織が住民の意思を十分に反映して活動していく上で、構成員の範囲はいかにあるべきか。

- ✓ 区域の住民の相当数の者が構成員となっていることが必要か。
- ✓ 団体や、区域外の住民も構成員になり得ることが適当か。
- ✓ 構成員の把握・管理をどのように行うべきか。 等

(2) 基本的要素の確認の仕組み

法人の設立に際し、(1)の基本的要素を確認する仕組みが必要か。

そうである場合、どのような確認の仕組みが適当か。例えば市町村長による認可等、一定の行政庁の関与が必要か。

(3) 法人のガバナンスのあり方

① 地縁型組織が多様な事業展開を行う上で、どのような意思決定の方法が適当か。

- ✓ 一人一票制が適当か。
- ✓ 代議員制（総代制）が必要か 等

② 地縁型組織が行う事業計画の作成や財務情報等の公表のあり方として、どのようなものが適当か。

2. 法人化以外の主な課題

(1) 地域運営組織の支援のあり方

人材育成の育成・確保、資金の確保、組織運営のノウハウの取得等について、どのような支援体制の構築を進めていくか。

- ✓ 都道府県・市町村に期待される役割
- ✓ 中間支援組織の育成
- ✓ 介護福祉分野との連携・人材の活用
- ✓ 農業協同組合、郵便局等地域における多様な組織との連携

(2) 地域住民や自治体への普及啓発

地域運営組織の量的拡大と質的向上に向け、地域住民等の意識を啓発していくため、全国の自治体や各地域に対し、どのようにして、地域運営組織の意義や期待される効果について伝えていくことが効果的か。

(3) 都市部における地域運営組織の育成

都市部においても人口減少や高齢化が進行し、中山間地域と同様の課題を抱える地域が存在するが、このような地域においても、地域住民主体の課題解決の手法として、地域運営組織による取組が有効と考えられるか。

また、都市部においては、一般に活動拠点の確保が困難であるとともに、中山間地域以上に居住形態等の状況が多様であると考えられる中、取組に当たって留意すべき課題とはどのようなものか。

今後のスケジュール（案）

○第8回会議（10月4日）【今回会議】

- ・地縁型組織の法人格について
- ・中間支援組織について

○第9回会議（11月）

- ・資金の確保、事業実施ノウハウについて
- ・都市部における取組について 等

○第10回会議（11月）

- ・最終報告案の検討

○第11回会議（12月）

- ・最終報告のとりまとめ